

事業範囲変更許可 申請の記入例

全ての申請について、共通の様式です。

事業計画等審査願

(あて先)

令和〇〇年△△月××日

滋賀県知事

申請者 住所(法人にあつては、主たる事業所の所在地)

滋賀県では事前協議制度を導入しています。
書類が整ったら、原則、受付窓口へ郵送してください。(来庁される場合は、事前に日時を調整してください。)
おつて、書類の補正が必要な部分を連絡します。連絡用にFAX番号も記入願います。
補正資料ができたなら、担当者と日程調整の上、来庁もしくは郵送により、資料の差し替え等を行い、申請手数料を納めて、本申請となります。

滋賀県大津市京町四丁目1番1号
氏名(法人にあつては、名称および代表者の氏名)
株式会社 適正処理産業
代表取締役 滋賀 一郎
電話番号 077-528-0000
FAX番号 077-528-XXXX

滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱第6条第1項の規定により、下記の許可もしくは指定の申請または届出について、関係書類を添えて提出します。

記

1 協議する許可もしくは指定の申請または届出(該当条項を○で囲んでください。)

区 分		収集運搬業	収集運搬業 (積替保管を含む。)	中間処理業	最終処分業
産業廃棄物 処理業	新規許可	法第14条第1項	法第14条第1項	法第14条第6項	法第14条第6項
	変更許可	○法第14条の2第1項	法第14条の2第1項	法第14条の2第1項	法第14条の2第1項
	更新許可	法第14条第2項	法第14条第2項	法第14条第7項	法第14条第7項
	変更届		法第14条の2第3項 において準用する法 第7条の2第3項	法第14条の2第3項 において準用する法 第7条の2第3項	法第14条の2第3項 において準用する法 第7条の2第3項
特別管理 産業廃棄物 処理業	新規許可	法第14条の4第1項	法第14条の4第1項	法第14条の4第6項	法第14条の4第6項
	変更許可	法第14条の5第1項	法第14条の5第1項	法第14条の5第1項	法第14条の5第1項
	更新許可	法第14条の4第2項	法第14条の4第2項	法第14条の4第7項	法第14条の4第7項
	変更届		法第14条の5第3項 において準用する法 第7条の2第3項	法第14条の5第3項 において準用する法 第7条の2第3項	法第14条の5第3項 において準用する法 第7条の2第3項

産業廃棄物 処理施設	設置許可	法第15条第1項
	変更許可	法第15条の2の6第1項

再生利用業	新規指定	省令第9条第2号
		省令第10条の3第2号
	変更指定	細則第17条第1項

変更許可の場合は、許可証にある許可年月日、許可の有効年月日、許可番号を記入してください。

2 現有する許可等の内容

許可(指定)年月日		許可(指定)番号	
許可(指定)の有効年月日			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

申請者（個人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
		住	所
氏名を記入し、ふりがなを付してください。 外国人の方で通称名がある場合は併記してください。 本籍、住所欄は「住民票の写しのとおり」でかまいません。 先行許可証提出の場合は、本籍、住所も必ず記載してください。			
(法人である場合) (ふりがな) 名	登記事項証明書のとおり		
かぶしがいしゃ てきせいしよりさんぎょう 株式会社 適正処理産業			

法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）

(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所

役員（法定代理人が法人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
氏名を記入し、ふりがなを付してください。外国人の方で通称名がある場合は併記してください。 先行許可証提出の場合は、本籍、住所も必ず記載してください。 なお、役員欄が足りない場合には必要な記載事項を別紙に記載するか、本第2面を追加して使用してください。			

役員（申請者が法人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
しが いちろう 滋賀 一郎	昭和20年10月15日	住民票の写しのとおり	
	代表取締役	住民票の写しのとおり	
しが たろう 滋賀 太郎	昭和45年9月10日	住民票の写しのとおり	
	取締役	住民票の写しのとおり	
おおつ りゅういち 大津 隆一	昭和23年2月12日	埼玉県さいたま市五関2丁目□番△号	
	監査役	滋賀県大津市御陵町○番△号	

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の
 をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は
 出資者）は、**合資会社等出資制度のある法人の場合には必ず記入してください。**

発行済株式の 総数	2000株		出資の額	円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割合	住	所
しが いちろう 滋賀 一郎	昭和20年10月 15日	1000株	住民票の写しのとおり	
		50%	住民票の写しのとおり	
しが はなこ 滋賀 花子	昭和26年3月 25日	300株	住民票の写しのとおり	
		15%	住民票の写しのとおり	
しが たろう 滋賀 太郎	昭和45年9月 10日	200株	法人については、本籍欄は空欄にし、住所 欄に本店所在地を記入してください。	
		10%		
かぶしきがいしやおおつさんぎょう 株式会社大津産業		300株		
		15%	登記事項証明書のとおり	
かぶしきがいしやしがしょうじ 株式会社滋賀商事		200株		
		10%	登記事項証明書のとおり	

氏名を記入し、ふりがなを付してください。
 外国人の方で通称名がある場合は併記してください。
 先行許可証提出の場合は、本籍、住所も必ず記載してください。
 なお、欄が足りない場合には必要な記載事項を別紙に記載するか本第3面を追加してください。

令第6

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
おうみ とおる 近江 徹	昭和30年8月9日	住民票の写しのとおり	
	滋賀工場長	住民票の写しのとおり	

申請者の政令で定める使用人について氏名を記入し、ふりがなを付してください。
 外国人の方で通称名がある場合は併記してください。
 先行許可証提出の場合は、本籍、住所も必ず記載してください。

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

（例）

- ・既許可の5項目については、計画の変更はありません。
- ・変更する部分は次のとおりです。
 - ・食品工場で発生する廃食油を排出事業者が指定する産業廃棄物処分業者の中間処理施設まで運搬する。
 - ・滋賀県内の家屋の解体工事から発生する廃蛍光ランプを排出事業者が指定する産業廃棄物処分業者の中間処理施設まで運搬する。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又はm ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	廃油 (タールピッチ類を除く)	10t/月	廃食油	株式会社〇〇 滋賀県△△市□□町×丁目〇番△号		(株)△△環境 滋賀県××市□□丁目〇番△号
2	廃プラスチック類 (水銀使用製品産業廃棄物を含む)	} 1t/月	} 蛍光ランプ	(株)〇〇土建 滋賀県内		排出事業者の指定する県外の産業廃棄物処分業者
3	金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む)			同上		同上
4	ガラスくず (水銀使用製品産業廃棄物を含む)			同上		同上
5						
6						
7				予定排出事業場または運搬先の所在地が滋賀県内であることが必要です。		
8						
9						
10						

備考 取り扱う (特別管理) 産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号又は 車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	登録車両変更なし	過去の申請または変更届出において提出している車両の登録に変更がない場合は、「変更なし」と記載して、備考欄の継に○を付けてください。			新・ 継 ・廃
2					新・継・廃
3	車検証のとおり	滋賀800は530	車検証のとおり	車検証のとおり	新 ・継・廃
4	今回の変更申請に伴い、新たな車両（例／廃油専用の清掃車を新たに導入する）を登録する場合は、当該車両を記載して、備考欄の新しいに○を付けてください。			新・継・廃	
5				新・継・廃	
6	変更申請の許可品目を運搬するために必要不可欠な特別な車両を追加する場合のみが記載対象です。 この車は既許可品目を運搬しないことが前提です。 既登録車両（例：コンテナ車）と同様に、既許可品目の運搬にも使用する車両（例：パン）を追加して、既登録の容器（例：ドラム缶）で新しい許可品目（例：廃油）を運搬する場合、追加車両は変更届の対象となります。				新・継・廃
7					新・継・廃
8					新・継・廃
9					新・継・廃
10					新・継・廃
事務所の所在地	変更なし	過去の申請または変更届出において提出している書類の内容に変更がない場合は、「変更なし」と記載してください。 今回の変更申請に伴い登録する新たな車両の駐車場追加がある場合は、記載してください。 ※ 付近の見取図を添付すること。			
駐車場の所在地	変更なし ※ 付近の見取図を添付すること。				
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
登録容器変更なし	過去の申請または変更届出において提出している容器（例／汚泥運搬用のドラム缶）の内容に変更がない場合は、「変更なし」と記載してください。 今回の変更申請に伴い登録する新たな容器がある場合は、記載してください。 また、既登録の容器を別用途に使用する場合（例／既登録のドラム缶を廃油運搬に使用する）も記載してください。				
廃蛍光ランプ専用容器	水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光ランプ）	0.1 m ³			

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両毎の用途

(例1) 既登録車両

汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類（以上、既許可）

廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）

金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）

ガラスくず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）

追加車両

廃油（タールピッチ類を除く）

(例2) トラック

汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類（以上、既許可）

廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）

金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）

ガラスくず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）

一般的にトラックと称されるものは、まとめて表記しても可

清掃車

廃油（タールピッチ類を除く）

既登録車両（例：コンテナ車、バン）、既登録の容器（例：ドラム缶）で新しい許可品目（例：廃油）を運搬する場合

(例)

トラック（既登録車両） 廃油（タールピッチ類を除く）

(2) 収集運搬業務を行う時間

(例)

8時～17時（休憩 1時間）

(3) 休業日

(例)

日曜、国民の祝日、年末年始（12月28日～1月3日）

従業員数内訳

令和〇〇年△△月××日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で定める第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3人	1人	0人	1人	4人	0人 (4人)	0人	9人

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・既許可の5項目については、変更はありません。
- ・変更する部分については、次のとおりです。
 - ・廃食油は清掃車で運搬します。
 - ・廃蛍光ランプ（水銀使用製品産業廃棄物）は、破碎することが無く、かつ他の廃棄物と混ざらないように、廃蛍光ランプ専用容器に入れて運搬する。

水銀使用製品産業廃棄物は、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないよう他の物と区分して収集・運搬することとされており、使用する容器や具体的な運搬方法を記入してください。

(2) 積替施設又は保管施設において講ずる措置

余 白

運搬車両の写真

自動車登録番号又は
車両番号

滋賀800は530

- ・既登録の車両のみで運搬する場合は、添付不要です。
- ・今回の変更申請に伴い、新たな車両を登録する場合のみ必要です。

前
面
写
真

写真の方向等について図示するのが望ましい。

注意事項

- ・車両の前面（真正面）を撮影すること。
- ・ナンバープレートが確認できること。

- ・カラー写真を貼付してください。
- ・自動車登録番号等が明瞭に識別できるよう撮影してください。
- ・トラクタは前から、トレーラは後から撮影し、自動車登録番号が識別できるようにしてください。

側
面
写
真

注意事項

- ・車両の側面（真横）を撮影すること。
- ・名称等の車体の表示が確認できること。

- ・カラー写真を貼付してください。
- ・運転手側、助手席側いずれか一方のみ撮影し、車全体が写るようにしてください。
- ・運搬車に必要な表示が確認できるようにしてください。

既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。

車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。

撮影年月日を記入してください。

撮影

年 月 日

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	廃蛍光ランプ専用容器	用途	水銀使用製品産業廃棄物 (廃蛍光ランプ)
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 容器等の全体が写るように撮影すること。 <div data-bbox="786 304 1436 510" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">・ 既登録の容器のみで運搬する場合は、添付不要です。・ 今回の変更申請に伴い、新たな容器を登録する場合のみ必要です。・ カタログ写真は不可としています。</div>			
撮影年月日を記入してください。		撮影	年 月 日

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 容器等の全体が写るように撮影すること。			
撮影		年 月 日	

(特別管理) 産業廃棄物処理業事業範囲
変更許可申請添付書類一部省略の申立書

令和〇〇年△△月××日

(あて先)

滋賀県知事

申請者

住 所

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

氏 名 (法人にあっては名称および代表者の氏名)

株式会社 適正処理産業

代表取締役 滋賀 一郎

(特別管理) 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請を行うにあたり、申請書に添付していない書類は過去の申請または変更届出において提出している書類の内容に変更がないので省略します。

なお、滋賀県から許可審査上必要と求められた場合は、関係書類を提出します。

添付していない書類
(第6面) 運搬車両の写真
(第7面) 運搬容器等の写真
自動車検査証の写しまたは自動車検査証記録事項の写し
車両の使用権原があることを証する書類
申請者住所(本店、本社)、事務所、事業場および駐車場所所在地の見取図

※平成29年9月30日までの旧様式は次のとおり取り扱う。

(第6面)は旧様式〔別紙5〕、(第7面)は旧様式〔別紙6〕にそれぞれ相当する

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する 資金の総額	25,000	既に、建設業、運送業または産業廃棄物収集運搬業を営んでいるなどの事情により、本県許可による産業廃棄物収集運搬業を営む基礎を有している場合は、「既に〇〇業を営んでおり、既存の施設を利用するため、事業の開始に際して新たな資金を必要としません。」と記入してください。
土地	10,000	
事務所	5,000	
収集運搬車両	10,000	
調 達 方 法	自己資金	15,000
	借入金	10,000
	〇〇銀行〇〇支店	5,000
	△△銀行△△支店	5,000
	その他	
	増資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

資産に関する調書(個人用)

令和〇〇年△△月××日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
現金預金	当座預金	2件	5,000
有価証券	株式	1,000株	100
未収入金	建設業売上げ	2件	200
売掛金	不動産売却	1件	300
受取手形			
土地	宅地、事業用地	3,000㎡	30,000
建物	事務所、車庫	各1棟	10,000
備品			
車両	収集運搬車両、自家用車	2台	10,000
その他	当座預金	2件	5,000
	株式	1,000株	100
資 産 計			60,700
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
長期借入金	銀行借入	2件	5,000
短期借入金	銀行借入	1件	1,000
未払金	給与	1件	3,000
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			9,000

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年△△月××日

本申請の提出時に日付を記入してください。

(あて先)

滋賀県知事

申請者

住 所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

氏 名 株式会社 適正処理産業

代表取締役 滋賀 太郎

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

変更許可申請の場合は、先の書類に加え、次の添付資料が必要です。

自動車検査証の写しまたは自動車検査証記録事項の写し（変更許可に必要な追加車両に限る）		
車両の使用権原を有することを証する書類（変更許可に必要な追加車両に限る）		
事務所および事業場（駐車場を含む）所在地付近の見取図（変更許可に必要な追加駐車場に限る）		
講習会（収集運搬課程）の修了証の写し		
法人	直前3年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表	先行許可証の提出がある場合、これらの書類は省略できます
	直前3年分の法人税の納税証明書（その1）（税務署発行）	
	定款または寄付行為	
	法人の登記事項証明書	
	役員の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）	
	役員の登記されていないことの証明書 注	
	5%以上の株主または出資者の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）【法人の場合は登記事項証明書】	
	5%以上の株主または出資者の登記されていないことの証明書 注	
個人	政令で定める使用人の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）	先行許可証の提出がある場合、これらの書類は省略できます
	政令で定める使用人の登記されていないことの証明書 注	
	直前3年分の所得税の納税証明書（その1）（税務署発行）	
	直前3年分の確定申告書第一表および第二表（修正申告書にあっては、第一表および第五表）の写し	
	申請者の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）	
	申請者の登記されていないことの証明書 注	
	申請者が未成年者の場合は、法定代理人の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）【法定代理人が法人の場合は、その法人の登記事項証明書、その法人の役員の住民票の写し】	
	法定代理人の登記されていないことの証明書【法定代理人が法人の場合は、その法人の役員の登記されていないことの証明書】 注	
個人	政令で定める使用人の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）	先行許可証の提出がある場合、これらの書類は省略できます
	政令で定める使用人の登記されていないことの証明書 注	

* 先行許可証の提出をする場合、「先行許可証の提出に係る申立書」を添付してください。

* 優良認定基準に適合するときは、経理関係の書類の省略もできますので、確認してください。

* このほか、申請書の内容の確認や審査のため、追加書類を求めることがあります。

詳細は許可の申請に必要な書類一覧を確認してください（p. 18～23）。

注：「登記されていないことの証明書」は、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」のことであり、法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類です。このほか、医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します。（p. 20㉑、p. 21㉒参照）

書類が全て整ったら、原則、郵送で提出してください。（来庁される場合は、事前に日時を調整してください。）

おって、書類の補正が必要な部分を連絡します。

連絡用にFAX番号を事業計画等審査願に記入願います。

補正資料ができれば、担当者と日程調整の上、来庁もしくは郵送により、資料の差し替え等を行い、申請手数料を納めて、本申請となります。